

資料 11 農業振興地域整備計画の土地利用計画図（平成 21 年 7 月）

尾張国分寺跡は、農業振興地域の整備に関する法律により農用地区域に指定されており、農地から宅地等への転用は認められず、転用を伴う整備には農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域から除外の手続きが必要となる。

